

# 小山高専同窓会会則の変更

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、小山工業高等専門学校同窓会（以下「本会」という）と称する。

(本部)

第2条 本会の本部事務局を、小山工業高等専門学校内に置く（栃木県小山市大字中久喜771番地）。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の交流をはかり、小山工業高等専門学校（以下「本校」という）の発展に協力すると共に、工業技術を生かし地域社会に貢献・寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員情報の管理。
- (2) 会員相互の親睦をはかるため、交流会の開催などを促進する。
- (3) ホームページ等による会員向け情報の発信。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本校の卒業生及び在籍した者。
- (2) 準会員 本校の在籍生
- (3) 特別会員 本校に在籍する教職員及び過去に在籍した教職員で入会希望者。
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認を得た者。

## 第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1～2名

- (5) 監事 1～2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 顧問 若干名

(役員選出)

第7条 役員を選出方法は、次項による。

- (1) 会長は、理事の中より役員会において選出し総会で承認を得る。
- (2) 副会長は、会長が理事の中から指名し総会で報告する。
- (3) 理事は、正会員の中より役員会において選出し総会で報告する。
- (4) 会計は、正会員の中より役員会において選出し総会で報告する。
- (5) 監事は、正会員の中より役員会において選出し総会で報告する。
- (6) 事務局長は、理事の中より役員会において選出し総会で報告する。
- (7) 顧問は、役員会において選出し総会で報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了後でも、後継者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は次項による。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を審議処理し、本会の事業運営にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
- (5) 監事は、会務及び会計を監査して、役員会及び総会に報告する。
- (6) 事務局長は、本会の円滑な運営の為に会務を援け、事務局を統括する。
- (7) 顧問は、会務に関する重要事項について助言する。

## 第4章 会 務

(機関)

第10条 本会に下記の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 事務局

(総会)

第11条 総会は次項による。

- (1) 総会は、本会の最高議決機関と位置づけ、定時総会及び臨時総会とする。
- (2) 定時総会は、正会員をもって構成し、毎年一回11月に会長が招集し開催する。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めた時、会長が招集し開催する。
- (4) 総会では、収支報告、事業報告、会則の改訂その他重要事項を審議する。
- (5) 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意を必要とする。

(役員会)

第12条 役員会は次項による。

- (1) 役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。
- (2) 役員会は、毎年二回会長が招集し開催する。また必要に応じて臨時に開催できる。
- (3) 役員会は、前条(4)項に定める事項を審議する。
- (4) 役員会の定足数は、総役員の半数とする。
- (5) 役員会の議決は、出席役員の過半数の同意を必要とする。
- (6) 監事及び顧問は、役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わらない。
- (7) 役員会議案を専従に審議するために、役員会に部会を置くことができる。
- (8) 部会に関する必要な事項は、細則に定める。

(事務局)

第13条 事務局は次項による。

- (1) 本会の本部に事務局を置き、会務の事務を処理する。
- (2) 事務局は事務局長及び事務局職員を置くことができる。

## 第5章 会 計

(経費)

第14条 本会の通常経費は、会費、寄付金及びその他の収入による。

(会費等)

第15条 本会の会費は次項による。

- (1) 本会の会費は、終身会費として5,000円を入学時に納入する。
- (2) 特別会員及び賛助会員から会費は徴収しない。
- (3) 特別な事業を行う場合は、役員会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。
- (4) (1)項の金額を変更する場合は、役員会の議決を経なければならない。
- (5) 本会の会計の決算は、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑 則

第17条 本会の施行に関する細則は、役員会が別に定める。

第18条 本会は、会員の要望に基づき、役員会の承認を得て、支部を置くことができる。

### 附 則

1. 本会則は、昭和45年 4月 1日から施行する。
2. 本会則の一部改訂は平成30（2018）年11月 3日から施行する。

## 同窓会の運営に関する細則

### 1. 部会について

会長の発議により役員会の決議をもって、下記の部会を設置し運営する。

#### (1) 学科部会

- ・学科部会は、機械部会・電気電子部会・化学部会・建築部会の4部会で構成される。
- ・役員会において、理事の中から学科部会長を1名選出する。
- ・学科部会長は役員会で協議し、学年幹事として約5学年毎に1名を選出する。
- ・学科部会長は学年幹事と協力して、本会員の情報収集に努める。

### 附 則

1. 本細則は、平成30（2018）年11月 3日から施行する。
2. 本会の会費について、現在の全学生は卒業時に3,000円を納入する。